○ 電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号)新旧対照表

(下線部は変更箇所を示す。)

改 正 案	現行
別紙 2	別紙 2
電気通信番号指定基準	電気通信番号指定基準
本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用 する。	本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用 する。
需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法に	需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法に
より算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。	より算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。
1 (略)	1 (略)
2 番号規則第9条第1項第3号注1	
(1) 需要の見込み= (使用している電気通信番号の数+需要の増加 見込み) ÷使用率	
<u>元込み)・使用率</u> 需要の増加見込み=直近3ヶ月間の加入者と契約している	
番号の増加数÷3ヶ月×13ヶ月×増加	
<u>係数</u> 増加係数 <sub>注2</sub> =(前月の加入者と契約している番号の数一	
<u>前々月の加入者と契約している番号の数)÷</u>	
<ul><li>(前々月の加入者と契約している番号の数 −3ヶ月前の加入者と契約している番号の</li></ul>	

数)\_\_

使用率=0.9

- (2) 新たに必要な電気通信番号の数= (需要の見込み-指定済み電 気通信番号の数×10万)÷1 0万
- 注1 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信 事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、70%以 上のものを使用している場合に限り行うものとする。
- 注2 増加係数が1未満の場合には1を、3を超える場合には3を 適用する。ただし、「前々月の加入者と契約している番号の数-3ヶ月前の加入者と契約している番号の数」が0の場合には1 を適用する。

<u>3</u> (略) <u>2</u> (略)